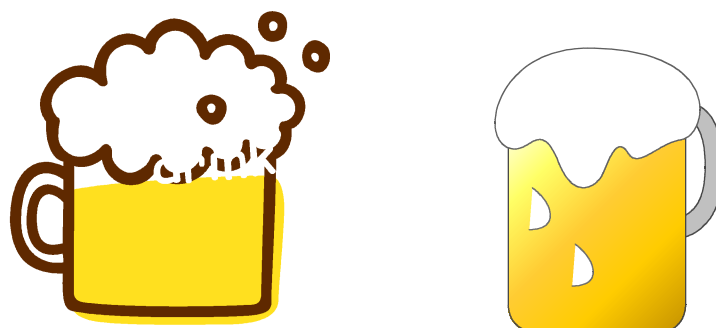


ノンアルコールビール事件に見る特許権侵害事件の裏表

～特許の攻めと守り／恐ろしい特許の疵～



弁理士 笠原 英俊

笠原特許商標事務所

【お願い】本資料には、真偽不明の情報が含まれ、事実と異なる情報が存在する可能性があります。本資料の内容は、特許制度研究の仮想事例とご理解いただき、本資料に含まれる情報はここでの研究目的以外に使用しないで下さい。

弁理士 笠原 英俊 / 笠原特許商標事務所

〒700-0971 岡山市北区野田2丁目7-12 (プチブル野田2階)

TEL (086) 245-0440

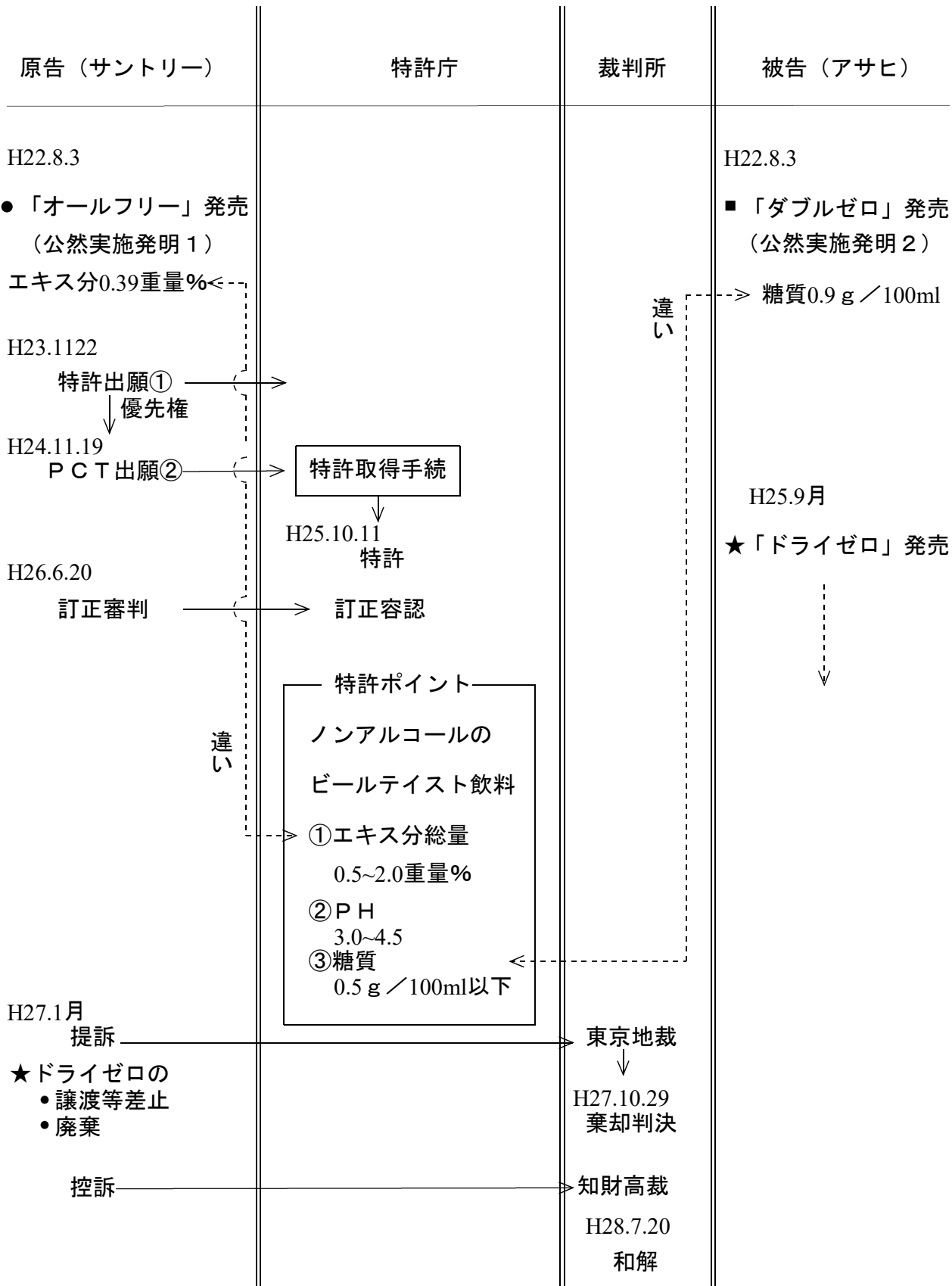
fax (086) 246-0776

E-MAIL office@kasapat.com

HP <http://www.kasapat.com>

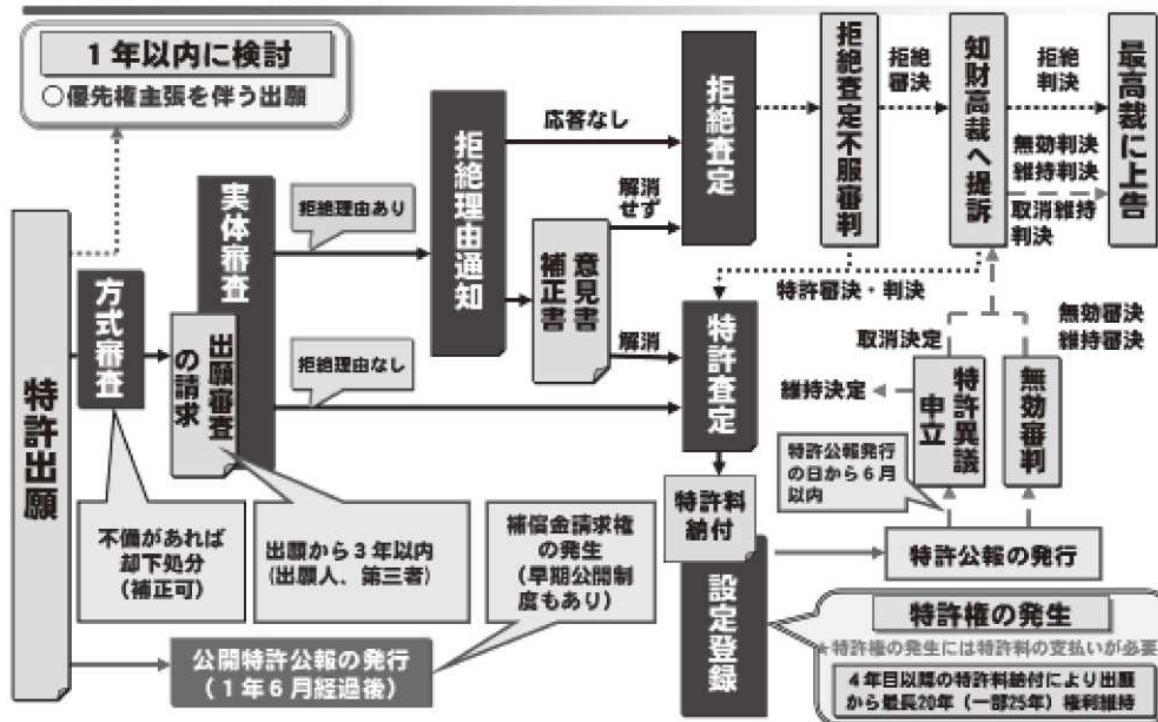
事件概要

- 1 対象物：「ノンアルコールのビールテイスト飲料」
近年、需要急拡大
①近年の健康志向の高まり
②2002年の飲酒運転への罰則強化を含む道路交通法改正
- 2 当事者
ビール業界の1位と3位との特許事件
(原告・特許権者) サントリーホールディングス株式会社
(大阪市北区堂島浜 2-1-40)
→以下「サントリー」
(被告) アサヒビール株式会社
(東京都墨田区吾妻橋 1-23-1)
→以下「アサヒ」
- 3 対象の特許権 (本件特許権)
 - ・特許権者：サントリー
 - ・特許番号：第5382754号
 - ・原出願日：平成24年11月19日
 - ・出願日：平成25年5月27日 (特願2013-110731)
 - ・優先日：平成23年11月22日 ★特許性の判断基準日
 - ・登録日：平成25年10月11日
- 4 訴訟の対象製品
 - ・製造販売者：アサヒ
 - ・販売開始：平成25年9月上旬～
 - ・製品名称：ドライゼロ
- 5 特許権侵害訴訟等
 - (1) 第1審 (東京地裁)：販売差止及び廃棄→請求棄却
(平成27年1月提訴、平成27年10月29日判決)
→本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、
原告は被告に対して本件特許権を行使することができない
 - (2) 第2審 (知財高裁)：和解 (平成28年7月20日)
 - ①ドライゼロを製造販売継続
 - ②被告が本件特許に請求した無効審判を取り下げ
→和解による円満解決



特許の成立過程

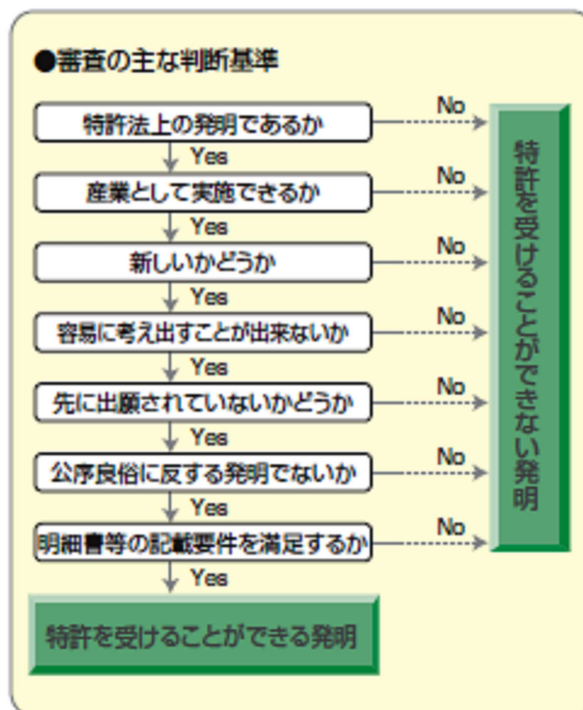
特許出願から特許取得までの流れ



* 特許庁『平成28年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト』より引用

実体審査の内容

- ・「特許を受けることができない発明」
→拒絶査定
*ただし、それに先立ち拒絶理由通知がされ、出願人の意見をきく
- ・「特許を受けることができる発明」
→特許査定



出典 「ビジネス活性化のための知的財産活用」(2004.8)

* 特許庁「中小・ベンチャー企業 知的財産戦略マニュアル」より引用。

特許権とは

- ・特許権者が、
- ・特許を受けている発明(特許発明)を
- ・業として
- ・実施をする独占的な権利

→ 正当な権原のない特許権者以外の者が特許発明の「実施」をすれば、特許権の侵害成立

1 特許発明

特許発明の技術的範囲の定め方	
特許請求の範囲を基準	特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて決定
明細書及び図面を参酌	特許請求の範囲の用語の意義の解釈は、明細書の記載及び図面を考慮
出願経過を参酌	特許請求の範囲の用語の意義を解釈する際に、出願から特許になるまでの間に、出願人が示した意図、特許庁が示した見解を考慮
公知技術を参酌	特許請求の範囲の意義を明確に理解するために、出願時の技術水準を考慮して解釈

(例) 特許請求の範囲

断面が六角形(要件A)の木製の軸(要件B)を有し、当該軸の表面に塗料を塗った(要件C)ことを特徴とする鉛筆(要件D)

侵害品		A+B+C+D (範囲内)
構成要件 A、B、C、D、 E(消しゴム付)など		A+B+C+D+E (範囲内)
		A+B +D (範囲外)(Cの要件を欠く)
		A' +B+C+D (範囲外)(例外:均等論) P.143参照

(例) 上記鉛筆の例では、A～Dすべての要件を満たしたものでない限り、技術的範囲には含まれないこととなります。例えば、鉛筆の代わりにシャープペンやボールペンであった場合には、鉛筆ではないのでDの要件を欠いていることとなります。また同様に、木製軸の表面に塗料を塗っていないもの(Cの要件を欠いている)や、断面が丸型(Aの要件を欠いている)のものも技術的範囲には含まれないこととなります。しかし、消しゴム付き鉛筆は、Eという新たな要素が加わりますが、A～Dの要件をすべて満たしているため、技術的範囲に含まれることとなります。

* 特許庁『平成28年度知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト』より引用

→ (原則的な判断基準)

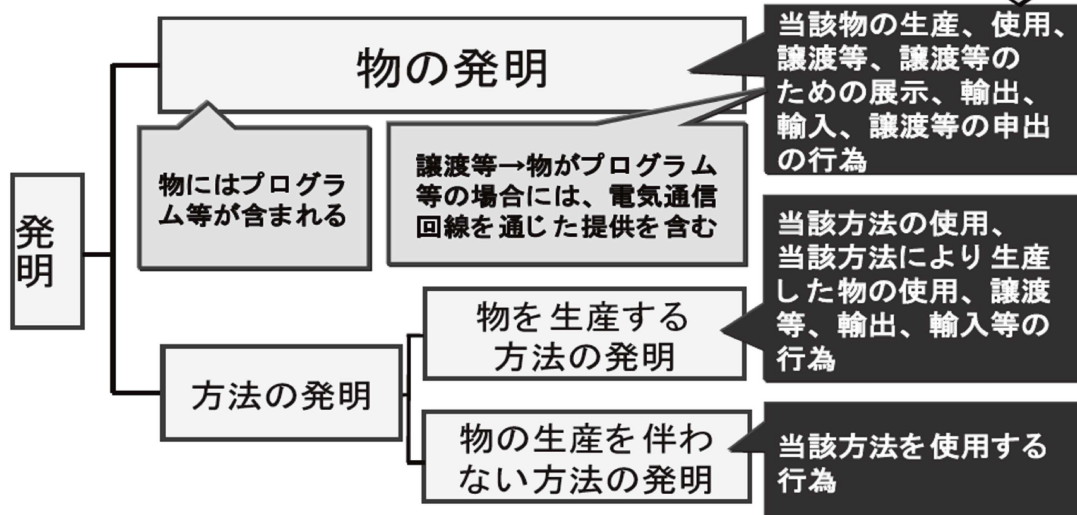
特許請求の範囲(請求項)に記載された文言全てを、侵害製品が満たすか否か。

本件請求範囲『エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるノンアルコールのビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。』 * 本件では、争われていない。

2 実施

発明の種類と実施（特許法第2条第3項）

●発明の種類（カテゴリー）によって
発明の実施（権利の効力の及ぶ範囲）が異なる



* 特許庁『平成28年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト』より引用

今回：特許された飲料の発明→「物の発明」

→「実施」とは、その飲料の生産や譲渡（販売を含む）等

原告（サントリー：特許権者）は、

- a) 特許を受けている飲料（特許発明）を
- b) 業として
- c) 実施（例えば、生産や譲渡）

する独占的な権利を持っている。

（侵害成否）

被告（アサヒ）が、a、b、cの全てを満たせば、侵害成立。

- a) 下の①②③を満たすノンアルコールのビールテイスト飲料を、
 - ①エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下
 - ②pHが3.0以上4.5以下
 - ③糖質の含量が0.5g/100ml以下
- b) 業として
- c) 生産や譲渡（販売を含む）等しているか。

ところが、肝心の特許権に大きな疵（きず）があることも。

特許審査も人間が行うこと（場合によっては誤りの可能性もあり）

特許されるべきでないものが、間違いで特許されることも（他人の迷惑）。

間違いで特許された場合の他人の対抗策

（１）特許異議申立

異議が認められれば、特許は取り消される（遡及消滅）。

（２）特許無効審判

審判請求が認められれば、特許は無効にされる（遡及消滅）。

（３）特許権侵害の裁判において、特許に無効理由が存在することが明らかになれば、当該特許権に基づく権利行使は、通常、権利濫用に当たり許されない（最判平成12年4月11日。その後、同様の特許法104条の3加入。）。

【本件の第1審】

- 1 通常の特許権侵害裁判では、大きな争点となることが多い
『被告製品が特許権範囲に含まれるか否か』は争われず。

* 被告（アサヒ）の製品（ドライゼロ）が、下のaを満たすかどうか。

a) 下の①②③を満たすノンアルコールのビールテイスト飲料

① エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下

② pHが3.0以上4.5以下

③ 糖質の含量が0.5g/100ml以下

- 2 無効理由存否が争われた。

なお、第2審（控訴審）と並行して無効審判も請求された。

本特許の手續概要（抜粋）

1) 特許願:差出日(平 25.5.27)

2) 手續補正書:差出日(平 25.5.27)

→今回の訴訟には、大きな影響を与えない内容。

3) 出願審査請求書:差出日(平 25.8.5) : 早期審査請求付き

4) 手續補正書:差出日(平 25.8.5)

【請求項 1】

エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。（請求項2以降は略）

5) 拒絶理由通知書:起案日(平 25.9.2) 発送日(平 25.9.4)

→特許請求範囲の記載不備。

★この頃、
被告はドライゼロ
発売開始

6) 手續補正書:差出日(平 25.9.4)

→上記5)の内容を修正。

7) 特許査定:起案日(平 25.9.19)

8) 特許成立(平成25年10月11日)

9) 訂正審判

平成26年6月20日請求、平成26年8月7日審決確定

「ビールテイスト飲料」→「ノンアルコールのビールテイスト飲料」に訂正

訂正後【請求項 1】

エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるノンアルコールのビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。（請求項2以降は略）

(第1審) 東京地方裁判所 平成27年(ワ)第1025号 特許権侵害差止請求事件
原告 サントリーホールディングス株式会社
被告 アサヒビール株式会社

■原告の請求

被告による被告製品「ドライゼロ」の製造等の行為が、
原告所有の特許第5382754号に係る特許権の侵害に当たるので、
(1) 被告製品「ドライゼロ」を製造、譲渡、譲渡の申出をしてはならない。
(2) 被告製品「ドライゼロ」を廃棄せよ。

■争点

(1) 被告は、被告製品「ドライゼロ」が本特許発明の技術的範囲に属することを争っていない。

(2) 被告は、本特許が特許無効審判により無効にされるべきものとして原告が本件特許権を行使することができないと主張している(特許法104条の3第1項)。

無効の理由は、次の通り。

- ①サポート要件(特許法36条6項1号)違反
- ②実施可能要件(同条4項1号)違反
- ③補正要件(同法17条の2第3項)違反
- ④進歩性欠如
 - a) 原告製品「オールフリー」(公然実施発明1)に基づく
 - b) 被告製品「ダブルゼロ」(公然実施発明2)に基づく
 - c) その他(米国特許第3717471号公報、優先権主張無効)
- ⑤拡大先願違反(特開2013-21944号公報に基づく)

■判決

- a) 原告製品「オールフリー」(公然実施発明1)に基づく進歩性欠如
 - b) 被告製品「ダブルゼロ」(公然実施発明2)に基づく進歩性欠如
- 原告特許は無効審判により無効とされるべき→権利行使不可(原告敗訴)

無効理由の存否：④進歩性欠如：a) オールフリー（公然実施発明1）に基づく

■被告主張

オールフリーが本件特許の優先日前に発売されたことにより、オールフリーに係る発明（公然実施発明1）は日本国内において公然実施をされた発明となった。

原告製品「オールフリー」（公然実施発明1）

- ① エキス分の総量が0.39重量%であるノンアルコールのビールテイスト飲料
- ② pHは3.78である,
- ③ 糖質の含量は0.5g/100ml未満である

（本件発明と公然実施発明1との相違点）

本件発明 : エキス分総量 0.5重量%以上2.0重量%以下
公然実施発明1 : エキス分総量 0.39重量%

（相違点の容易想到性）

ビールに関してエキス分を測定することは当業者では当然の事項となっている。・・・
・ビールとノンアルコールビールとは同じ技術分野に属するので、ビールの分析項目であるエキス分につきノンアルコールビールでも測定することが当業者では常識となっている。・・・このように、エキス分は、本件特許の優先日前において当業者に広く知られた技術事項であり、ビールテイスト飲料を調整するに当たっては、当然に着目する事項である。・・・本件特許の優先日前においては、アルコールの有無にかかわらず、飲料中のエキス分が低い場合に、風味、ボディ感、コク味ないし味の厚みに欠けることは当業者に広く知られていた。さらに、ノンアルコールビールテイスト飲料に限ってみても、・・・エキス分を増やせば飲み応えが付与されることは当業者における技術常識であった。そして、オールフリーについては、多くの消費者から、「コクがない」、「味が薄い」等の厳しい評価を受けており、コク（飲み応え）に乏しいことが当業者に認識されていた。そうすると、公然実施発明1及びこれに関する評価を見た当業者において、飲み応えを出すためにエキス分を増やそうとする動機付けや示唆があったことは明らかである。したがって、公然実施発明1において、飲み応えを高めるためにエキス分を0.5重量%以上まで増加させることは、容易に想到できたものである。

無効理由の存否：④進歩性欠如：a) オールフリー（公然実施発明1）に基づく

■原告主張

（公然実施発明1）

被告がオールフリーを分析した結果（乙1，41の1）を見ると，・・・数十に及ぶ分析項目が存在する。・・・多数の分析項目の中からエキス分の総量，pH及び糖質の含量の3つの成分のみを抜き出すことは本件発明の解決手段ないし解決結果を踏まえなければ不可能である。すなわち，被告が主張する構成は事後分析的な後知恵に基づくものというべきであるから，これを公然実施発明1の構成とすることはできない。

（本件発明と公然実施発明1との相違点）

本件発明：エキス分の総量を0.5重量%以上2.0重量%以下，pHを3.0以上4.5以下，糖質の含量を0.5g/100ml以下

公然実施発明1：その分析結果における各成分及び含有量としている

（相違点の容易想到性）

オールフリーは市場での販売金額上位10品目のランキングで1位を占めており，消費者の満足度は極めて高く，飲み応えの課題があったとは想定し難い。そうすると，公然実施発明1から本件発明の解決課題（エキス分の総量が低いノンアルコールのビールテイスト飲料であっても飲み応え感が付与された飲料を提供すること）を容易に認識し得ないから，相違点に係る構成に至ることが容易であったとはいえない。また，飲み応え感を付与するという課題を認識できたとしても，アルコール飲料において飲み応え感を付与するためには，エキス分を増やすのではなく，各種添加剤の種類や量を検討してみることが一般的であったから，エキス分の総量，pH及び糖質の含量のみに着目する示唆や動機付けは一切ない。さらに，オールフリーの商品コンセプトは，トリプルゼロ（アルコール，カロリー，糖質のゼロ）であり，エキス分が薄い飲料であることを特徴としてそれが消費者に受け入れられていたのであるから，このコンセプトを破壊するようなエキス分の総量を増やす行為は，オールフリーそのものを否定することであり，設計事項としてなし得ない。・・・本件発明の技術的意義は，pH調整による技術的意義としての高さ¹と絶対量としての飲み応え感の高さとはトレードオフの関係にあるという新規な発見の中で，双方を両立させた範囲としてエキス分の総量を0.5～2.0重量%とした点にあり，低糖質（0.5g/100ml以下）であっても所定のpH範囲であればこの技術的意義を維持できることが特徴である。本件発明の効果は，このような技術的意義に裏打ちされたものであり，公然実施発明1からは全く予測できない顕著なものであった。

無効理由の存否：④進歩性欠如：a) オールフリー（公然実施発明1）に基づく

■判決（本件発明と公然実施発明1との相違点の認定）

オールフリーは本件特許の優先日前である平成22年8月3日に原告が販売を開始したものであり、その成分等を分析することが格別困難であるとはうかがわれなから、オールフリーに係る発明（公然実施発明1）は日本国内において公然実施をされた発明（特許法29条1項2号）に当たる。・・・原告は、本件発明はエキス分の総量、pH及び糖質の含量の各数値範囲と飲み応え感及び適度な酸味付与という効果の関連性を見いだしたことを技術思想とするものであり、公然実施発明1はこのような技術思想を開示するものではないから、オールフリーの多数の分析項目の中からエキス分の総量、pH及び糖質の含量のみを抜き出して公然実施発明1を特定することは許されず、エキス分の総量、pH及び糖質の含量をひとまとまりの構成として相違点を認定すべきである旨主張する。・・・本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分の総量、pH及び糖質の含量につき数値範囲を限定しているが、各数値がそれぞれ当該範囲内にあれば足りるのであり、これらが相互に特定の相関関係を有することは規定されていない。また、本件明細書の発明の詳細な説明の欄をみても、例えば、エキス分の総量が0.5重量%あるときはpHをどの範囲とし、これが2.0重量%あるときはpHをどの範囲とするのが望ましいなどといった記載は見当たらず、要は、エキス分の総量、pH及び糖質の含量がそれぞれ数値範囲内にあれば足りるとされている。・・・エキス分の総量、pH及び糖質はノンアルコールのビールテイスト飲料の性状を特定する上でごくありふれた項目であり、当業者であれば当然に着目する事項とみることができる。さらに、本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分又は糖質として具体的にどのような物質をいかなる量含有するか、pHの数値をどのように規制するかを特定するものでなく、また、他の成分の存否や測定値につき触れるところもない。本件明細書（甲2）の発明の詳細な説明の記載をみても、エキス分の具体的成分及び総量を規制する手段、pH調整剤の種類及び使用方法、糖質の種類、その他の添加物の有無等に格別の限定はされていない（段落【0020】、【0021】、【0024】～【0027】、【0030】、【0033】）。そうすると、別紙1-1～3に示された公然実施発明1の多数の分析項目のうちエキス分の総量、pH及び糖質以外の成分等の分析結果は、本件発明の進歩性を検討するに当たり考慮する必要はないと考えられる。以上によれば、本件発明の進歩性を判断する前提として公然実施発明1との相違点を認定するに当たっては、エキス分の総量、pH及び糖質の各数値をみれば足りると解すべきであるから、原告の上記主張を採用することはできない。

無効理由の存否：④進歩性欠如：a) オールフリー（公然実施発明1）に基づく

■判決（公然実施発明1に関する相違点の容易想到性）

公然実施発明1は、本件特許の優先日当時、我が国におけるノンアルコールのビールテイスト飲料の中で販売金額が最も大きかったが、その一方で、消費者から、コク（飲み応え）がない、物足りない、味が薄いといった評価を受けていた。（乙10、34～36）
ノンアルコールのビールテイスト飲料については、本件特許の優先日以前から、濃厚感、旨味感、モルト感、ボリューム感やコク感を欠くという問題点が指摘されており、これらを解消して飲み応えを向上させるため、穀物の摩砕物にプロテアーゼ処理を施して得られる風味付与剤、麦芽溶液を抽出して得られる香味改善剤又は香料組成物、植物性タンパク分解物や麦芽抽出物、麦芽エキス、清酒由来のエキスを用いる風味向上剤、茶葉の水又はエタノール抽出物といった添加物を用いる技術が周知となっていた。（乙14～16、25～27）
・・・本件明細書におけるエキス分の総量とは、アルコール度数が0.005%未満の飲料の場合、脱ガスしたサンプルをビール酒造組合国際技術委員会（BOCJ）が定めるビール分析法に従って測定したエキス値（重量%）をいう（段落【0022】）。
上記（イ）の風味付与剤等は、いずれもこの方法の測定対象となるエキス分に当たる。（甲2、乙2）
・・・公然実施発明1に接した当業者において飲み応えが乏しいとの問題があると認識することが明らかであり、これを改善するための手段として、エキス分の添加という方法を採用することは容易であったと認められる。そして、その添加によりエキス分の総量は当然に増加するところ、公然実施発明1の0.39重量%を0.5重量%以上とすることが困難であるとはうかがわれない。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。・・・
なお、飲料中のエキス分の総量を増加させた場合にはpH及び糖質の含量が変化すると考えられるが、エキス分には糖質由来のものとそれ以外のものがあり（本件明細書の段落【0020】、【0033】参照）、pHにも多様なものがあると解されることに照らすと、公然実施発明1にエキス分を適宜（例えば、非糖質由来で酸性又は中性のものを）加えてその総量を0.5重量以上としつつ、pH及び糖質の含量を公然実施発明1と同程度のもの（本件発明の特許請求の範囲に記載の各数値範囲を超えないもの）とすることに困難性はないと解される。

無効理由の存否：④進歩性欠如：b) ダブルゼロ（公然実施発明2）に基づく

■被告主張

ダブルゼロが本件特許の優先日前に発売されたことにより、ダブルゼロに係る発明（公然実施発明2）は日本国内において公然実施をされた発明となった。

被告製品「ダブルゼロ」（公然実施発明2）

- ①エキス分の総量が1.07重量%であるノンアルコールのビールテイスト飲料
- ②pHは3.05
- ③糖質の含量は0.9g/100mlである

（本件発明と公然実施発明2との相違点）

本件発明 : 糖質含量 0.5g/100ml以下
公然実施発明2 : 糖質含量 0.9g/100ml

（相違点の容易想到性）

糖質の含量は、・・・ビールテイスト飲料を調整するに当たって当然に着目する事項である。同基準は、糖質が0.5g/100ml未満であれば食品に「糖質0（ゼロ）」と表示することができる旨定めているところ、「糖質ゼロ」のビールテイスト飲料に対して健康志向の強い消費者の関心が高まっており、・・・糖質の含量を0.5g/100ml未満に下げる強い動機付けがあった。したがって、糖質の含量を下げることは一般的な課題にすぎず、当業者であれば容易に想到できたものである。本件明細書では、糖質の含量を0.5g/100ml以下にすることで、これを0.5g/100mlより高くした例と比べて、飲み応えや酸味が格段に改善されたということは何ら示されておらず、糖質の含量を0.5g/100ml以下にすることに技術的意義はない。・・・また、本件発明の特許出願時の特許請求の範囲の請求項1には糖質の含量について何ら限定されていなかったが、本件補正により糖質の含量を0.5g/100ml以下と限定されたところ、これは公然実施発明2を回避するために行ったものであるから、従来技術である公然実施発明2と比べて何らの技術的貢献をもたらすものではない。・・・したがって、本件発明は、公然実施発明2に基づいて容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠く（特許法29条2項）。

無効理由の存否：④進歩性欠如：b) ダブルゼロ（公然実施発明2）に基づく

■原告主張

（公然実施発明2）

上記と同様の理由により、被告が主張する構成を公然実施発明2の構成とすることはできない。

→別紙2-1～5の分析結果における各成分及び含有量であるノンアルコールのビールテイスト飲料

（本件発明と公然実施発明2との相違点）

本件発明：エキス分の総量を0.5重量%以上2.0重量%以下，pHを3.0以上4.5以下，糖質の含量を0.5g/100ml以下

公然実施発明2：その分析結果における各成分及び含有量としている

（相違点の容易想到性）

本件特許の優先日当時、ダブルゼロは相応の売上げを達成していた商品であり、飲み応えに課題があったとは認められない。そうすると、公然実施発明2から本件発明の解決課題を容易に認識し得ないから、相違点に係る構成に至ることが容易であったとはいえない。また、公然実施発明2の各種成分のうち、糖質の含量に着目する動機付けはなく、糖質の含量は本件発明の課題ないし効果（飲み応え感の付与効果）とは全く異質なものであるから、公然実施発明2から相違点に係る構成に至ることは容易でない。さらに、ダブルゼロは麦芽エキスを使用することを特徴としているところ、麦芽エキスの主成分は糖質であるから、糖質の含量を少なくすることは、麦芽エキスを少なくすることに等しく、ダブルゼロの製造目的に反することになるので、公然実施発明2について糖質の含量を少なくするとの課題ないし動機付けは生じない。現に、被告は、平成24年2月21日にダブルゼロの後継商品（初代「ドライゼロ」）を発売しているところ、この商品は糖質を3.4g/100mlも含むものであるから、公然実施発明2の糖質含量0.9g/100mlを更に引き下げるといふ技術的課題は認識されていなかったというべきである。公然実施発明1についてと同様の理由により、本件発明の効果は公然実施発明2からは全く予測できない顕著なものであった。したがって、本件発明は、公然実施発明2に対して十分に進歩性を有するものである。

無効理由の存否：④進歩性欠如：b) ダブルゼロ（公然実施発明2）に基づく

■判決（公然実施発明2に関する相違点の容易想到性）

ダブルゼロは本件特許の優先日前に被告が販売を開始したものであり、その成分等を分析することが格別困難であるとはうかがわれないから、ダブルゼロに係る発明（公然実施発明2）は日本国内において公然実施をされた発明（特許法29条1項2号）に当たる。・・・原告は、ダブルゼロの多数の分析項目の中からエキス分の総量、pH及び糖質の含量のみを抜き出して公然実施発明2を特定し、相違点を認定することは許されない旨主張するが、・・・同様の理由により、これを採用することはできない。・・・本件特許の優先日当時、健康志向の高まりを受けて、ノンアルコールのビールテイスト飲料の分野では「糖質ゼロ」との表示のある商品が消費者から支持されていたこと、栄養表示基準（平成15年4月24日厚生労働省告示第176号）においては、糖質を100m l当たり0.5g未満とすれば糖質を含まない旨の表示をすることができることが認められる。・・・上記事実関係によれば、公然実施発明2に接した当業者においては、糖質の含量を100m l当たり0.5g未満に減少させることに強い動機付けがあったことが明らかであり、また、糖質の含量を減少させることは容易であるといえることができる。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。なお、飲料中の糖質の含量を減少させた場合にはエキス分の総量が減り、pHが変化すると考えられるが、エキス分には糖質由来のものとそれ以外のものがあり（本件明細書の段落【0020】、【0033】参照）、そのpHにも多様なものがあると解されることに照らすと、公然実施発明2の糖質の含量を減少させてこれを0.5g/100m l以下としつつ、糖質に由来しないエキス分であって、酸性又は中性のものを増加させるなどして、エキス分の総量及びpHを公然実施発明2と同程度のもの（本件発明の特許請求の範囲記載の各数値範囲を超えないもの）とすることに困難性はないと解される。・・・以上によれば、本件発明は公然実施発明2に基づいて容易に想到することができたから、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。

■第1審判決

結論

『以上の次第で、原告は被告に対して本件特許権を行使することができないから（特許法104条の3第1項）、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。よって、原告の請求をいずれも棄却する』

- a) 原告製品「オールフリー」（公然実施発明1）に基づく進歩性欠如
 - b) 被告製品「ダブルゼロ」（公然実施発明2）に基づく進歩性欠如
- 原告特許は無効審判により無効とされるべき→権利行使不可（原告敗訴）

原告敗訴を受け、

■原告

平成27年11月 知的財産高等裁判所へ控訴

■被告

平成28年4月14日付、原告特許の無効審判請求（無効2016－800049）

■第2審（知的財産高等裁判所）

平成28年7月20日 和解成立

- ・原告 侵害訴訟取り下げ
- ・被告 無効審判取り下げ